

8

便所

整備の基本的な考え方

- 高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を整備する。
- 特に、日常生活や社会生活において利用される診療所・店舗等には、規模に関わらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設ける。このうち複数店舗等が入居するテナントビルでは、テナント入れ替え等に影響されないよう共用部分に設けることが重要である。
- 便所・便房の設計においては、施設用途や規模のほか、多様な利用者を十分に想定し、必要な設備、便房数、面積等を検討する。
- 知的障害者や発達障害者等への異性介助や、高齢者同士の異性介助のため、男女共用の便房に対するニーズが高まっていることを踏まえて、介助者等の実態に即した便所・便房の配置や面積等を検討する。
- 利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、施設の用途や利用状況を勘案して、整備基準の(1)車椅子使用者用便房と、(2)オストメイト対応の設備を有する便房、(3)乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房の機能の分散化や組み合わせを検討する。組み合わせる場合、(1)~(3)の便房及び便所は兼ねることができる。
- 整備基準(4)は、(1)の車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所以外に便所を設ける場合の基準であり、(2)オストメイト対応の設備を有する便房、(3)乳幼児を座らせることができる便房を兼ねることができる。
- 整備基準(5)は、車椅子使用者用の便房・便所以外の便所であっても、車椅子使用者やベビーカー、松葉杖での利用など、多様な使い方を想定し、十分な出入口の幅と空間の確保について、配慮することを求めている。
- 整備基準(6)は、(1)から(4)の出入口における点字その他による案内に関する整備基準を定めている。

| 整備基準 | 解説 | 望ましい水準 |
|---|--|--|
| <p>利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。 ただし、別表第1の8((5)の施設に限る。)及び用途面積が200㎡未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設は、この限りでない。</p> | <p>《左欄記載施設》 ◆「別表第1の8((5)の施設に限る。)及び用途面積が200㎡未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：コンビニエンスストア、用途面積200㎡未満の薬局 ●(1)~(3)の便房及び便所は兼ねることができる。 →図「□多様な利用者の円滑な利用に向けた便房の設備(機能)の分散配置」(80頁)を参照</p> | <p>○排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣、おむつ交換等のため、男女が共用できる位置に、1以上の大型ベッド付き便房を設ける。 ○大型ベッドは、介助のしやすさや転落防止、緊急時の出入りを考慮した位置に設ける。</p> |
| <p>(1)便所内に、車椅子使用者用便房を1以上設けることとし、当該車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は次に定める構造とすること。 ただし、用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p> | <p>《左欄記載施設》 ◆「用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡未満の診療所(患者の入院施設がないもの) ◆「用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積500㎡未満の薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス業店舗、学習塾等、劇場等 ●便所内に、車椅子使用者が円滑に利用できる車椅子使用者用便房を1以上設ける。 ●異性介助の場合に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房を、男女が共用できる位置に設ける。 →図「□車椅子使用者用便房の例」(82頁)を参照</p> | <p>○便所が設けられている階の便房の総数が200以下の場合はその1/50以上、総数が200を超える場合はその1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設ける。 ○車椅子使用者用便房を複数設ける場合は、1以上にオストメイト用設備を設ける。 ○車椅子使用者は、通常のオストメイト設備では高さが合わず使えないことがあるため、便座の背もたれに水栓を付けたオストメイト簡易型水栓設備の併用も検討する。</p> |

| | 整備基準 | 解説 | 望ましい水準 |
|-------------|---|--|--|
| ア 床面の仕上げ | 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 | <ul style="list-style-type: none"> ●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料とすること。 | ○転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。 |
| イ 出入口の幅 | 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。 | <ul style="list-style-type: none"> ●幅80cmは、車椅子使用者が通過できる寸法 ●建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅を指す。 | ○幅90cm以上 |
| ウ 出入口の戸の構造 | 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ●戸は、原則として引き戸とすること。 ●自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとする。 ●鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造とし、非常時に外から開錠できるものとする。 ●段差のある敷居や溝は設けないこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ○戸は、開閉時間の調整ができるものとする。 ○ドアノックセンサーを設置する。 |
| エ 便器・手すり | 車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。 | <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子ですできるだけ接近できるよう、床置き便器の前面は、フットレストが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式とする。 ●座面高さは、蓋のない状態で42～45cm程度とする。 ●腰掛便座の壁側に手すりを設ける場合には、水平、垂直(L型)に取り付ける。 ●介助等を考慮し、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。 ●手すりが遠すぎると体を預けることができないため、位置関係に配慮する。 ●水平手すりは、腰掛便座の座面から20～25cm程度の高さとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、施設用途や利用状況に応じ便器の背後の適切な高さに背もたれを設ける。 ○腰掛便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座）とする。 ○手すりと壁の色の明度、色相又は彩度の差を大きくして、容易に識別できるようにする。 ○左右の手すりの間隔は70～75cmだと使いやすい。 |
| オ 便房の広さ | 車椅子使用者用便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150cm以上とすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者の便器への移乗や、介助者の同伴等が円滑にできるよう、便器の正面と側面に十分なスペースを確保すること。 ●設備等の形状、配置により必要な広さは変わること留意すること。 ●各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、配管収納スペース等を除き直径150cm以上の円が内接できるスペース（設備等下部の車椅子のフットレストが通過できるスペース（床上高さ40cm以上、奥行き20cm以下）を含む）を設けること。 | ○複数の車椅子使用者用便房を設ける場合、車椅子使用者が選択できるよう、便器への移乗のための側面のスペースを、右側面に設けた便房と、左側面に設けた便房をそれぞれ設ける。 |
| カ 洗面器（手洗い器） | 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。 | <ul style="list-style-type: none"> ●移動の支障とならない場所に設けること。 ●水栓金具は、レバー式、光感応式など簡単に操作できるものとする。 ●洗面器の下部には、車椅子使用者の膝が入るスペースを設けること。 ●鏡を適切な位置に設けること。 ●手すりを設ける場合は、便所の出入口から最も近い位置に設けること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。 ○洗面器の脇には、つえを立てかけるくぼみや柵、フック等を設ける。 |

| 整備基準 | | 解説 | 望ましい水準 |
|--------|--|--|--|
| キ 附属器具 | 車椅子利用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。 | <ul style="list-style-type: none"> ●ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンは、JIS S 0026に基づく配置とする。→図「□車椅子利用者用便房の例」(82頁)を参照 ●ペーパーホルダー、呼び出しボタン、ごみ箱等は、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く位置に設ける。 ●洗浄装置はセンサー式が使いやすいが、視覚障害者は触れることのできる方が使いやすいため、ボタン式も併設する。 ●呼び出しボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置(床面から30cm程度)にも設ける。 ●便房内に確認ランプ付き呼び出し装置、出入口の廊下等に非常呼び出し表示ランプ、事務所に警報盤を設ける。 | ○非常時における聴覚障害者等に配慮し、便所及び便房に光警報装置(フラッシュライト)を設ける。 |
| ク 小便器 | 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。 | <ul style="list-style-type: none"> ●手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とする。 ●手すり付き小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設けること | ○小便器の脇には、つえや傘等を立てかけるくぼみやフックを設ける。 |
| ケ 荷物台 | 車椅子利用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。 | ●手荷物置き台を、車椅子に座った状態で手が届く高さに設ける。 | ○フックを、車椅子に座った状態で手が届く高さに設ける。 |
| コ 設置階 | 車椅子利用者用便房が設けられている便所は、直接地上へ通じる出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。 | <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子利用者用便房を有する便所は、各階ごとに設けるなど利用者の利用に配慮して複数設ける。 ●劇場・競技場等の客席・観覧席が複数階にある場合や、同時に多数の車椅子使用者が利用する場合は、複数の車椅子利用者用便房を設け、車椅子利用者用客席・観覧席から容易に到達できる位置に配置する。 | |

| 整備基準 | 解説 | 望ましい水準 |
|---|--|---|
| <p>(2)便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ただし、用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p> | <p>《左欄記載施設》</p> <p>◆「用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡未満の診療所(患者の入院施設がないもの)</p> <p>◆「用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積500㎡未満の薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス業店舗、学習塾等、劇場等</p> <p>-----</p> <p>●オストメイト(人工肛門・人口膀胱造設者)のパウチや汚れた物、しびん等を洗浄する汚物流しと水栓器具、ペーパーホルダーを設けた便房を1以上設けること。</p> <p>→図「□オストメイト用設備を有する便房の例」(84頁)を参照</p> <p>●改修等でやむを得ない場合や、構造上やむを得ない場合は、「オストメイト用簡易型水栓設備」を設ける。</p> <p>→図「■オストメイト用簡易型便房」(85頁)を参照</p> <p>●水栓器具の高さは70cm程度とすること。</p> <p>●ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台(カウンター)を設けること。</p> <p>●ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設ける。</p> <p>●床は、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</p> | <p>○汚物流しと水栓器具を設けた便房を有する便所は、各階ごとに設けるなど複数設ける。</p> <p>○オストメイト対応型便房が複数ある場合、1以上は車椅子使用者が利用できるものとする。</p> <p>○腹部等を洗浄しやすいよう、ハンドシャワー型、温水が出る混合水栓とする。</p> <p>○利用者の身長の違いに配慮し、汚物流しの高さが調節できるものとする。</p> <p>○ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設ける。</p> <p>○ストーマ装具の装着のための衣類の脱着等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設ける。</p> <p>○鏡は、全身が確認できる大きさとする。</p> <p>○床は、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。</p> |
| <p>(3)便所内に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ただし、別表第1の4((1)の施設に限る。)、8((9)の施設に限る。)、9、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300㎡未満の同表の3((2)の施設に限る。)、4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((9)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに1,000㎡未満の同表の2、4((2)の施設に限る。)、7及び11((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう努めること。</p> | <p>《左欄記載施設》</p> <p>◆「別表第1の4((1)の施設に限る。)、8((9)の施設に限る。)、9、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：学校、キャバレー等、共同住宅等、事務所、工場</p> <p>◆「用途面積が300㎡未満の同表の3((2)の施設に限る。)、4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((9)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡未満の診療所(患者の入院施設がないもの)、博物館等、集会場等、商業施設(キャバレー等を除く)、公衆浴場</p> <p>◆「1,000㎡未満の同表の2、4((2)の施設に限る。)、7及び11((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積1,000㎡未満の社会福祉施設、自動車教習所、宿泊施設、路外駐車場、展示場、運動施設</p> <p>-----</p> <p>●乳幼児用椅子を有する便房を1以上設けること。</p> <p>●乳幼児用椅子は、乳幼児が椅子から抜け出したりしにくく、安全に座らせることができるものとする。</p> <p>●乳幼児用椅子は、乳幼児連れの利用者から常に目や手が届く位置に設ける。</p> <p>●床は、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</p> | <p>○乳幼児用おむつ交換台等を設ける。</p> <p>○ベビーカーと共に入ることが可能なゆとりある広さとする。</p> <p>○床は、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。</p> |

| 整備基準 | | 解説 | 望ましい水準 |
|--|---|--|---|
| (4)(1)の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。 | | ●車椅子使用者用簡易型便房を設ける場合は、車椅子で使用可能なゆとりある広さを確保すること。 | |
| ア 床面の仕上げ | 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 | ●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 | ○転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。 |
| イ 出入口の戸の構造 | 便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | ●戸の取っ手は操作しやすいものとする。 ●手動式引き戸の場合、取っ手は握りやすさに配慮したものとする。 ●鍵は、指の不自由な人でも施錠がしやすく、非常時に外から解錠できるものとする。 ●施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。 ●段差のある敷居や溝は設けないこと。 | ○便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく表示すること。 |
| ウ 便器・手すり | 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。 | ●腰掛便座の壁側に手すりを設ける場合には、水平、垂直(L型)に取り付ける。 ●手すりが遠すぎると体を預けることができないため、位置関係に配慮する。 ●水平手すりは、腰掛便座の座面から20～25cm程度の高さとする。 ●手すりは、握りやすいものとする。 ●ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンは、JIS S 0026に基づく配置とする。 →図「■便器洗浄ボタン等の標準配置例(JIS S 0026による)」(85頁)を参照 ●便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。 ●洗浄装置はセンサー式が使いやすいが、視覚障害者は触れることのできる方が使いやすいため、ボタン式も併設する。 | ○腰掛便座は、温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座)とすること。 ○非常呼び出しボタン、フラッシュレベルなどの緊急通報装置を設置すること。 ○車椅子使用者用簡易型便房を設ける場合は、左右の手すりの間隔は70～75cmだと使いやすい。 ○全ての便房内の手すりの位置が左右のいずれかに偏っていると、使いにくい場合があるため、配慮して設置する。 ○手すりと壁の色の明度、色相又は彩度の差を大きくして、容易に識別できるようにする。 |
| エ 洗面器(手洗い器) | 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。 | ●洗面器は、通行の支障とならない場所に設け、手すりは、原則として、両側に取り付けること。 ●洗面器の下部に、車椅子使用者の膝が入るスペースを設けること。 ●洗面所の水栓は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。 ●原則として鏡を適切な位置に設けること。 | ○洗面器の脇には、つえを立てかけるくぼみあるいはフックを設ける。 |
| オ 小便器 | 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。 | →(1)クを参照 | →(1)クを参照 |

| 整備基準 | | 解説 | 望ましい水準 |
|---|--|---|--------|
| (5)(2)から(4)までに定める便所及び便房は、次に定める構造とするよう努めること。 | | <ul style="list-style-type: none"> ●(2)オストメイト対応の設備を有する便房、(3)乳幼児を座らせることができる便房、(4)車椅子使用者用以外の1以上の便所については、車椅子使用者や松葉杖の利用者、乳幼児連れなど多様な利用者が利用できるよう、ア、イに適合するよう努めること。 <p>→図「□オストメイト用設備を有する便房の例」(84頁)、図「□簡易型便房の例」(85頁)、図「□乳幼児連れ利用者に配慮した設備の例」(86頁)を参照</p> | |
| ア 出入口の幅 | 出入口の幅は、80cm以上とすること。 | ●幅80cmは、車椅子使用者が通過できる寸法 | |
| イ 便所内の空間確保 | 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 | ●車椅子使用者、松葉杖の利用者、ベビーカー利用者など多様な利用状況を想定し、十分な空間を確保するよう努めること。 | |
| (6)(1)から(4)までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。 | | <ul style="list-style-type: none"> ●現在位置、構造、男女の区別を案内すること。 ●便所の配置を点字、音による案内、その他視覚障害者に示すための設備を設ける。 ●点字による案内表示は、床から中心までの高さを140～150cm程度とすること。 ●点字による案内板だけでは、情報を読み取れる視覚障害者は少ないとされているため、読みやすいデザインや文字を浮き彫りにしたり、音声案内装置を付加すること。 <p>→「点字その他の案内設備」に関しては2敷地内の通路(1)ウ(ア)の解説(44頁)を参照</p> | |

□多様な利用者の円滑な利用に向けた便房の設備(機能)の分散配置

■便房・便所の機能分散の考え方

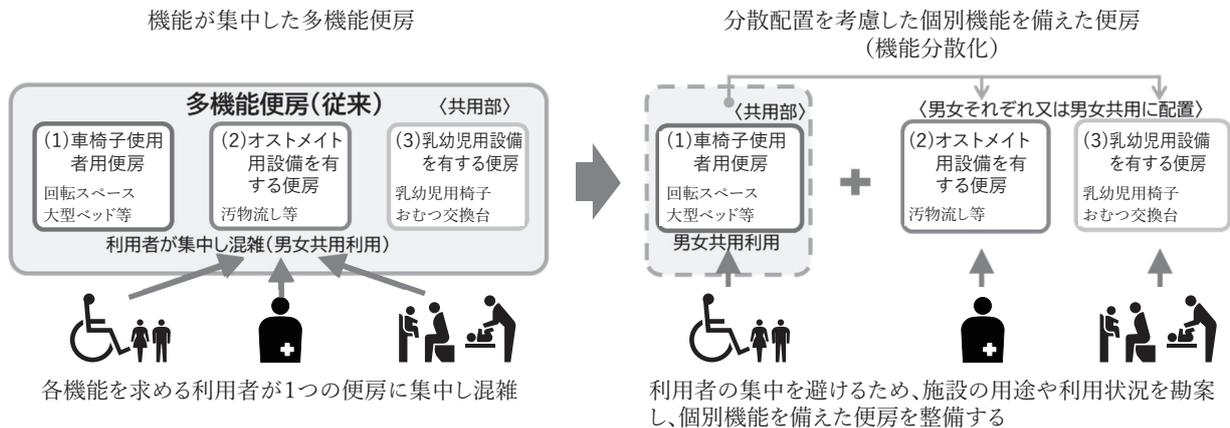
便房・便所の設計においては、高齢者、障害者等の利用の集中を避けるとともに、オストメイトで車椅子使用者でもあるなど複数の個別機能を必要とする方への配慮や、異性介助や性的マイノリティへの配慮が求められている。そのため、施設用途や規模に応じた検討と合わせて、多様な利用者のニーズを把握するなど様々な利用実態に配慮して、以下のような個別機能を備えた便房等の分散配置や組合せを検討する。

■個別機能を備えた便房等の概要

| | | |
|---------------|--|--|
| 個別機能を備えた便房 | (1)車椅子使用者用便房 | ・車椅子使用者が円滑に使用できる広さを備えた便房(大型ベッド付きを含む。) |
| | (2)オストメイト用設備を有する便房 | ・腰掛便座のある広めの便房に汚物流しなどのオストメイト用水洗器具を設けたもの |
| | (3)乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房 | ・ベビーカーとともに入れる広さを備えた便房で、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台、着替え台等を備えたもの ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を設けない場合、便所内(男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれの便所)に乳幼児用おむつ交換台を設ける方法もある。 |
| 個別機能を組み合わせた便房 | ・利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者用便房(大型ベッド付きを含む。)、オストメイト用設備又は乳幼児用設備を付加した便房※ | |

※(1)~(3)の便房及び便所を兼ねることができる

■各種便房の機能分散化と適正利用の推進



■ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ(●標準、○推奨(ニーズや規模に応じて整備))

| 区分 | (床面積) | (1)車椅子使用者用便房 | | (2)オストメイト用設備を有する便房 | 男女共用 ※1 |
|------------------------------------|----------|--|---------|--------------------|---------|
| | | 十分な空間の確保 | 大型ベッド付き | | |
| 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物 | 2,000㎡以上 | ● 径180cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上 | ● | ● | ● |
| | 2,000㎡未満 | ● 径150cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上 | ○ | ● | ○ |
| | 500㎡未満 | ●※2 径150cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上 | ○ | ●※2 | ○ |
| 50㎡以上の公衆便所 | | ● | ○ | ● | ○ |

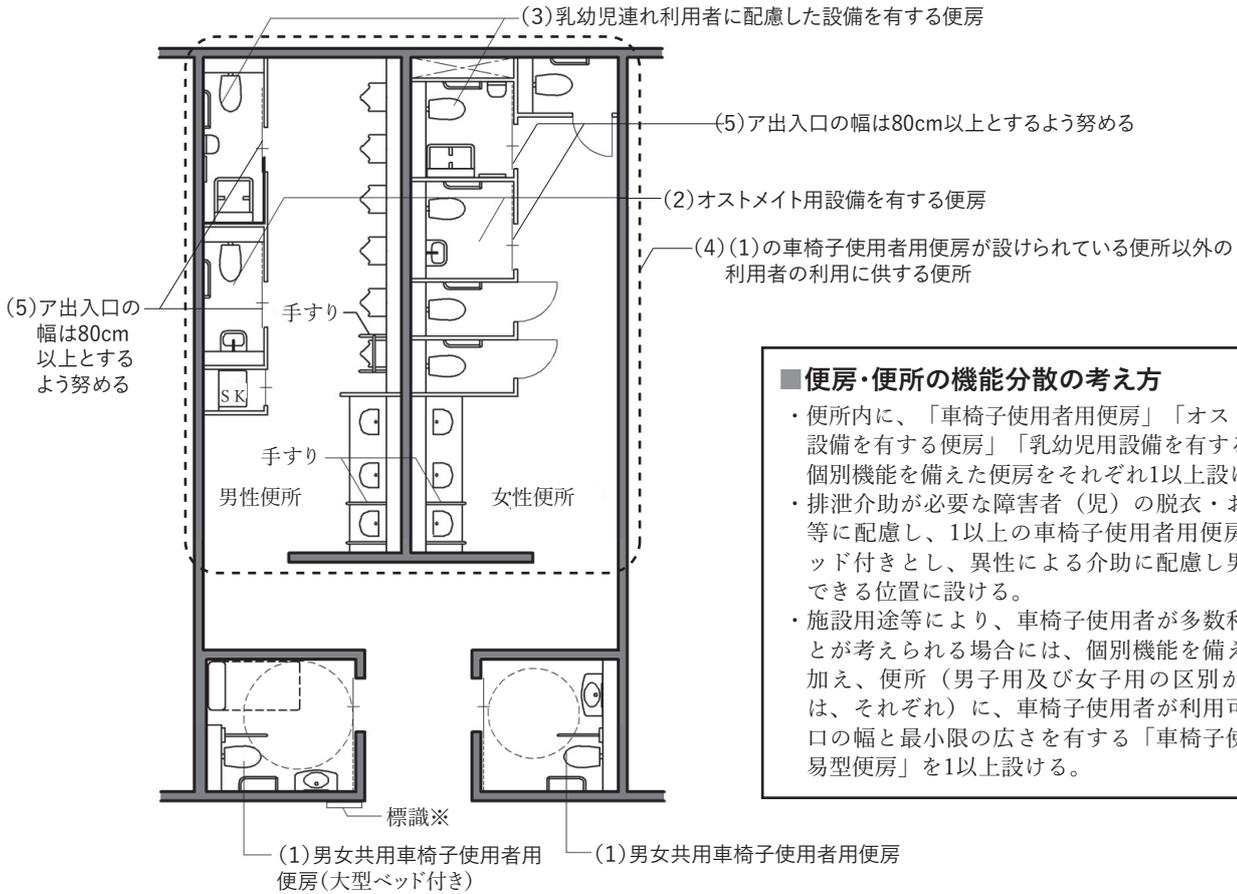
※1 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。

※2 面積や構造等の制約により、車椅子使用者用便房を設けることができない場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることも可とする。

資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3[2021]年3月)」(国土交通省) p 2-112~113を加工して作成

□個別機能を備えた便房等の組合せの例

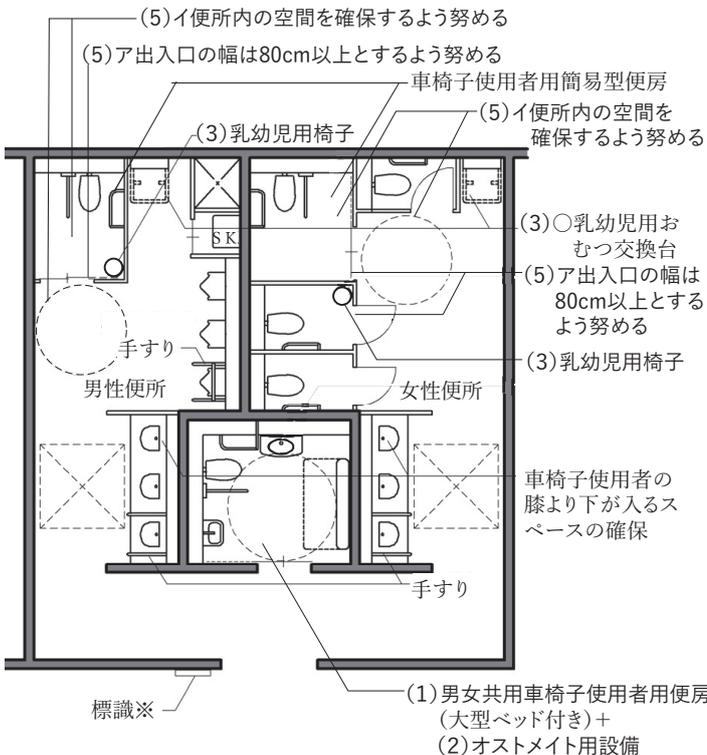
■配置例1(個別機能を分散して設けた例)



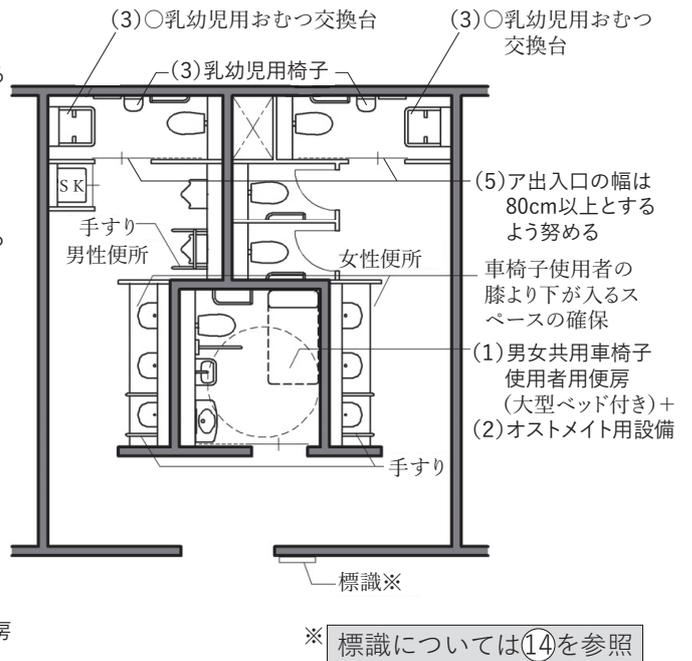
■便房・便所の機能分散の考え方

- ・便所内に、「車椅子使用者用便房」「オストメイト用設備を有する便房」「乳幼児用設備を有する便房」の個別機能を備えた便房をそれぞれ1以上設ける。
- ・排泄介助が必要な障害者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、1以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。
- ・施設用途等により、車椅子使用者が多数利用することが考えられる場合には、個別機能を備えた便房に加え、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ）に、車椅子使用者が利用可能な出入口の幅と最小限の広さを有する「車椅子使用者用簡易型便房」を1以上設ける。

■配置例2(個別機能を組み合わせて設けた例1)

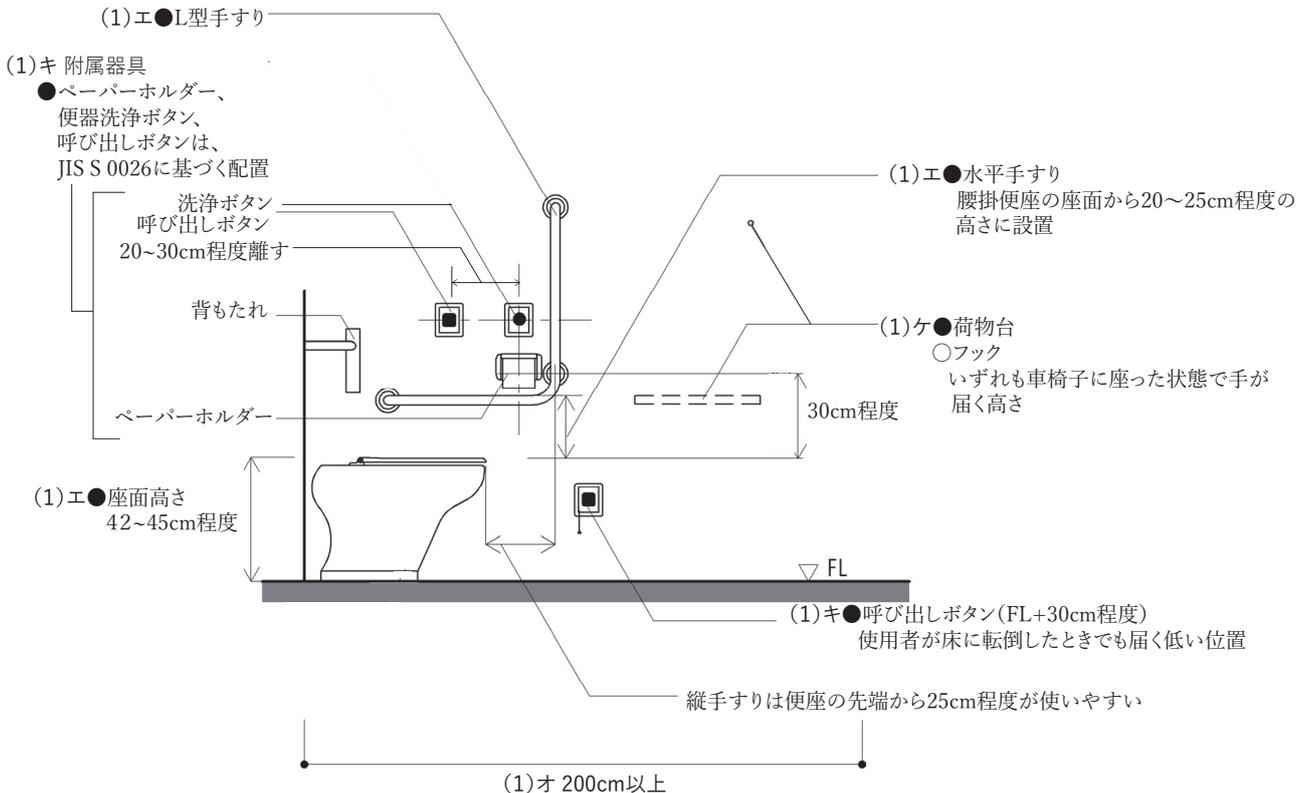
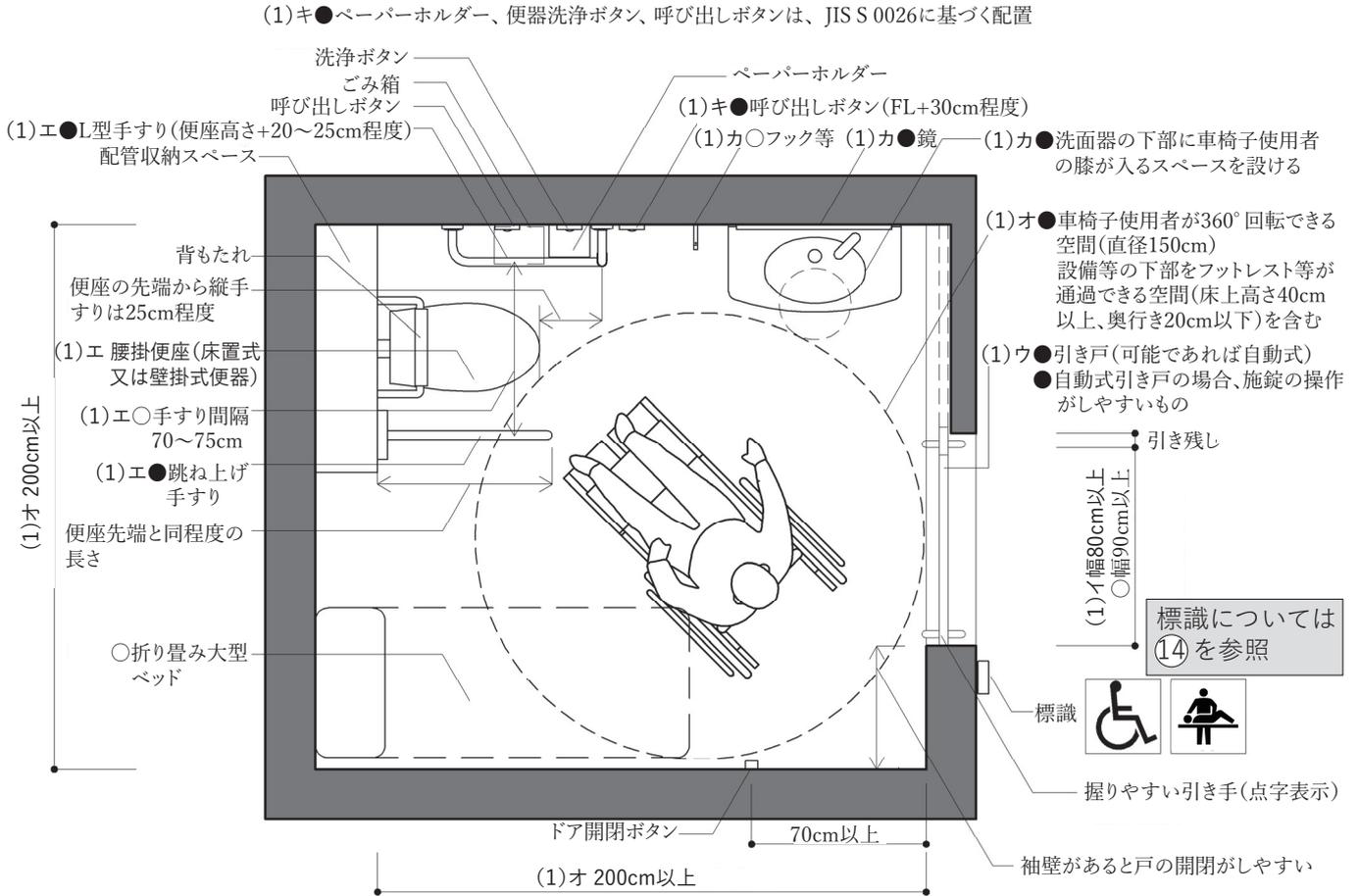


■配置例3(個別機能を組み合わせて設けた例2)



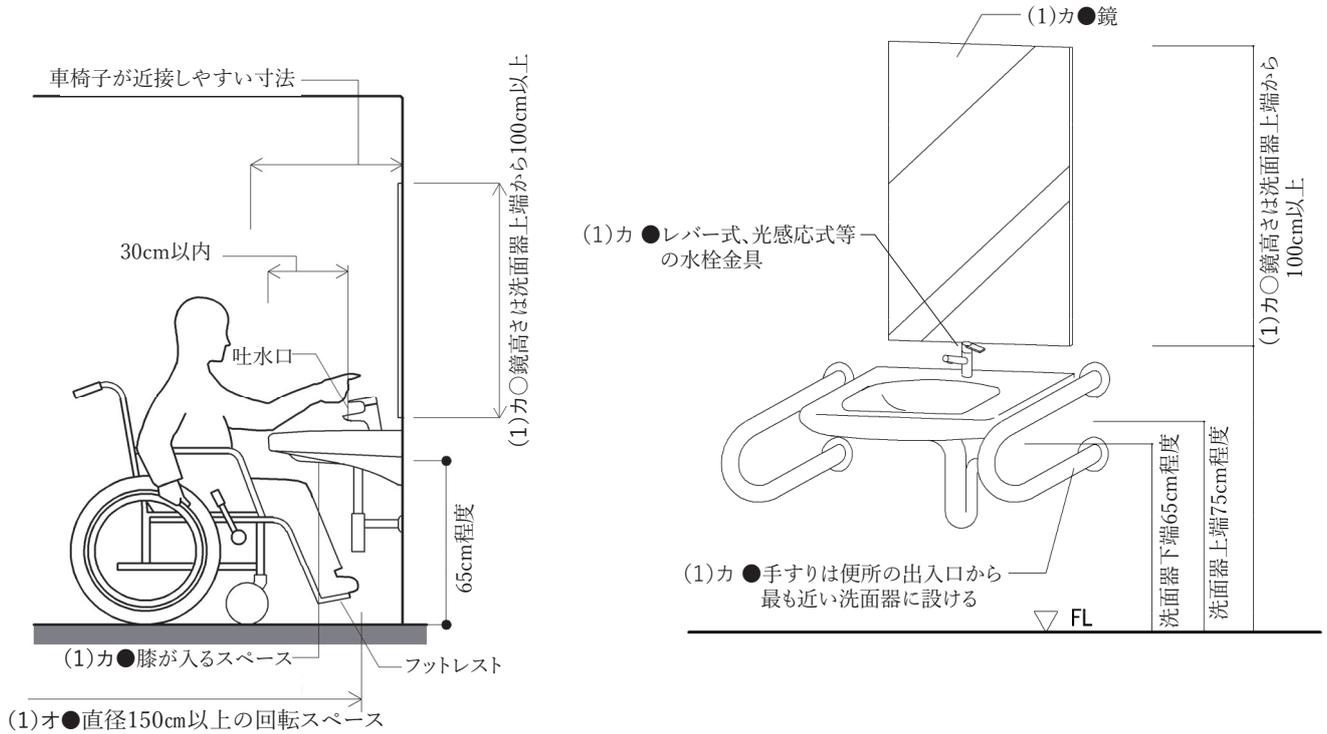
資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3[2021]年3月）」（国土交通省）p2-114~115を加工して作成

□車椅子使用者用便房の例



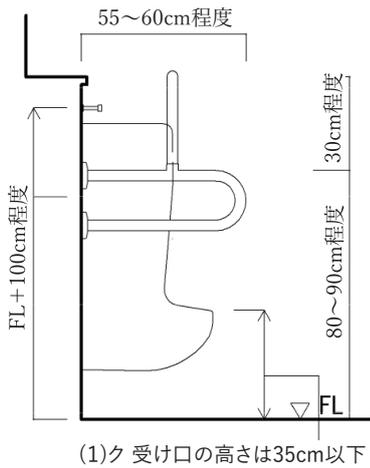
資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p2-134、138を加工して作成

■車椅子使用者が利用しやすい洗面器

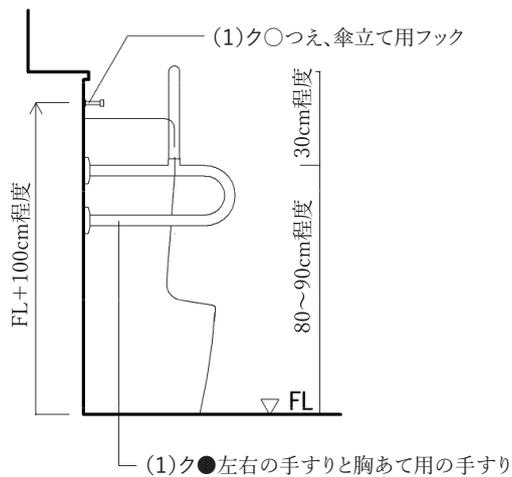


■小便器

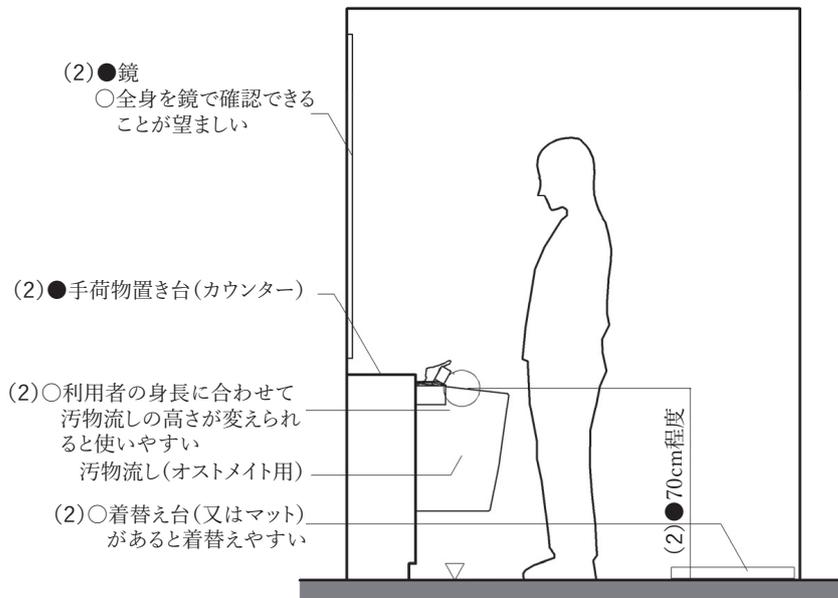
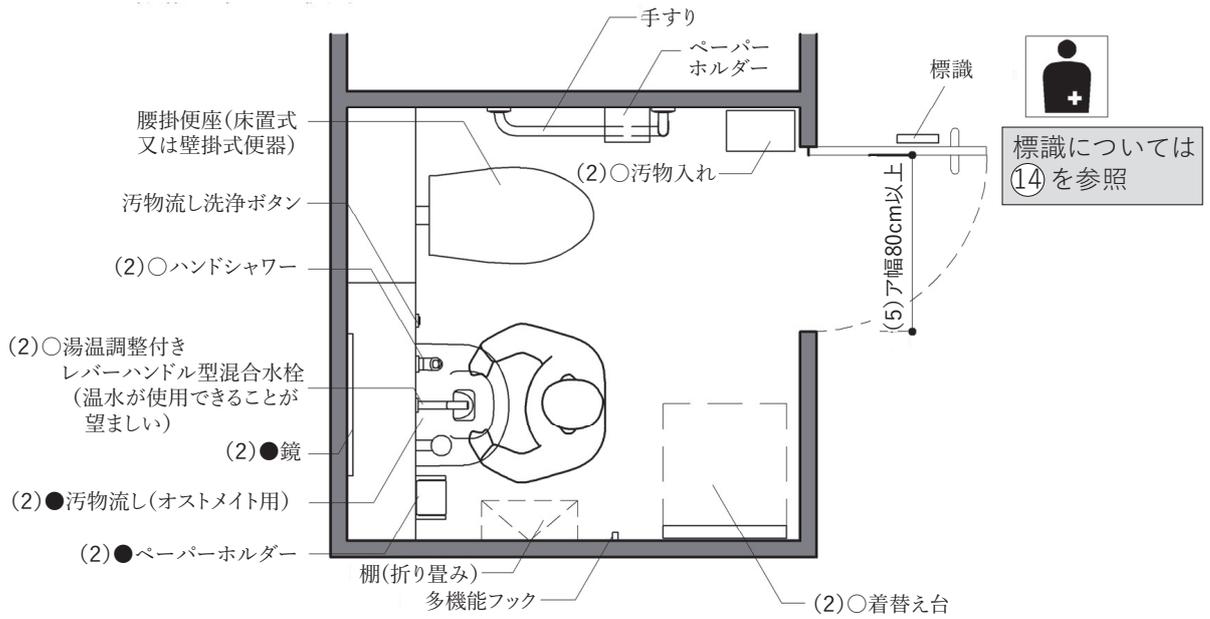
壁掛式低受け口



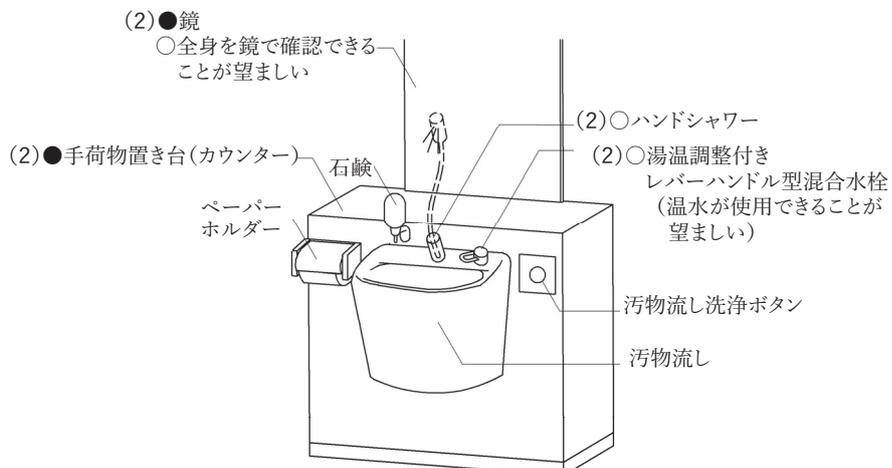
床置き式ストール



□オストメイト用設備を有する便房の例



■汚物流し(オストメイトに配慮した設備)

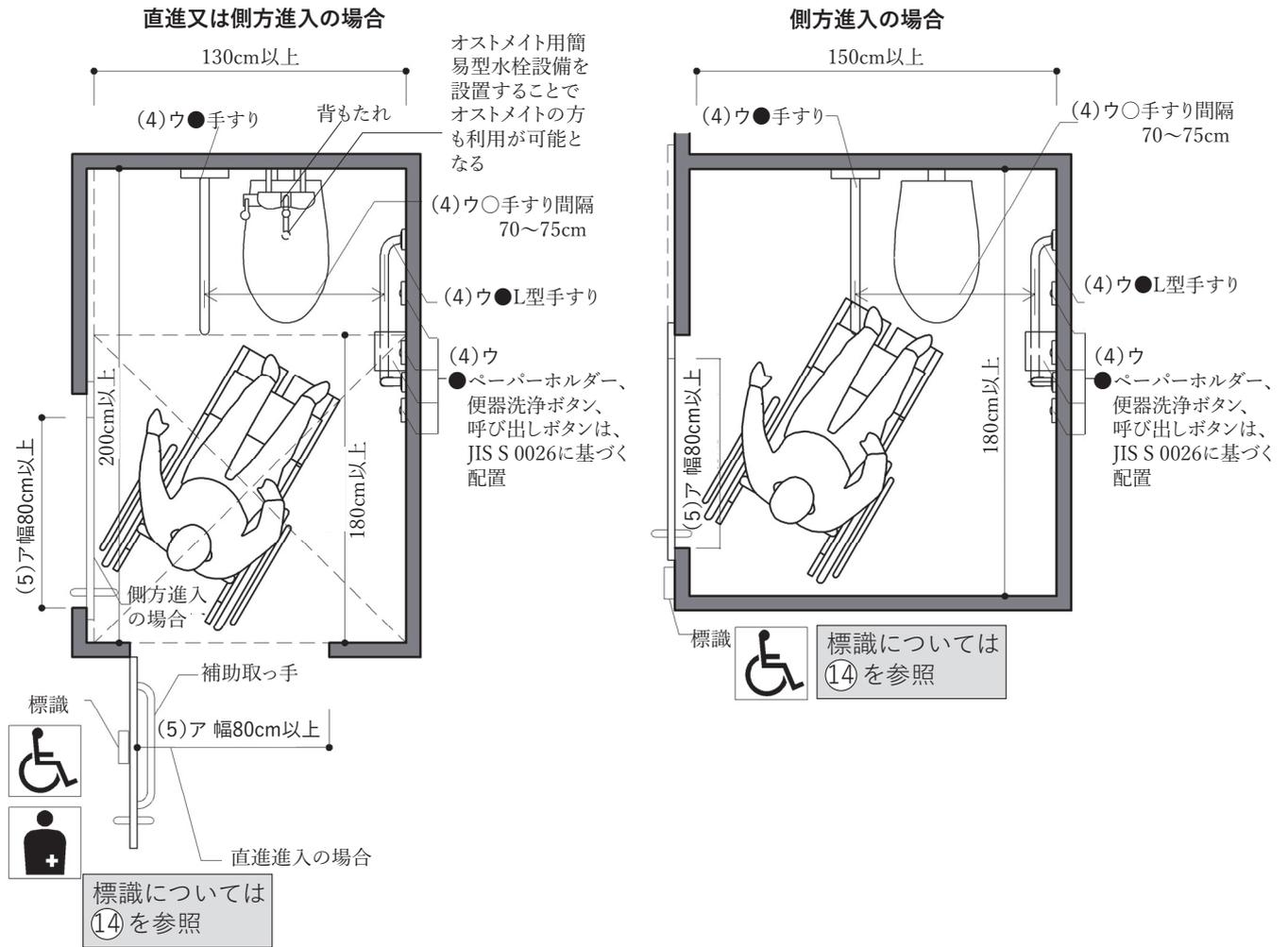


資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p2-141を加工して作成

□簡易型便房の例

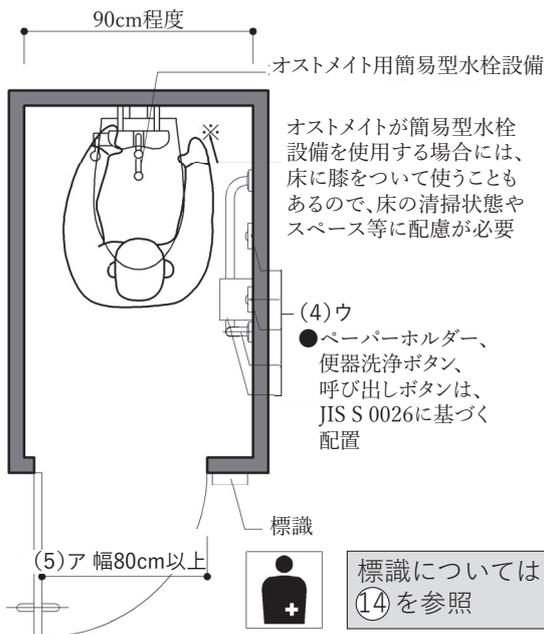
■車椅子使用者用簡易型便房

(車椅子で使用可能な幅や空間を確保し、腰掛便座、手すりを設けることで、自力で腰掛便座に移乗可能な車椅子使用者等の利用を可能とする便房)

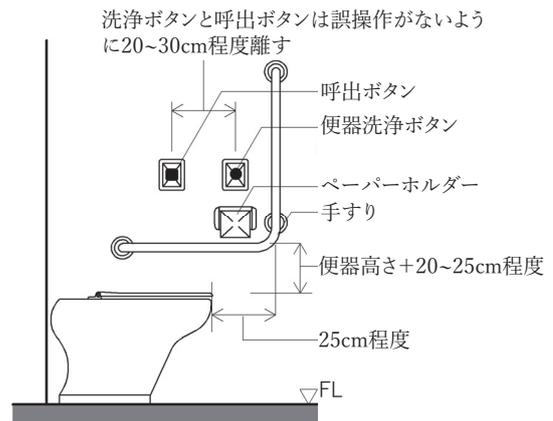


■オストメイト用簡易型便房

(オストメイト用簡易型水栓設備を設けた便房)

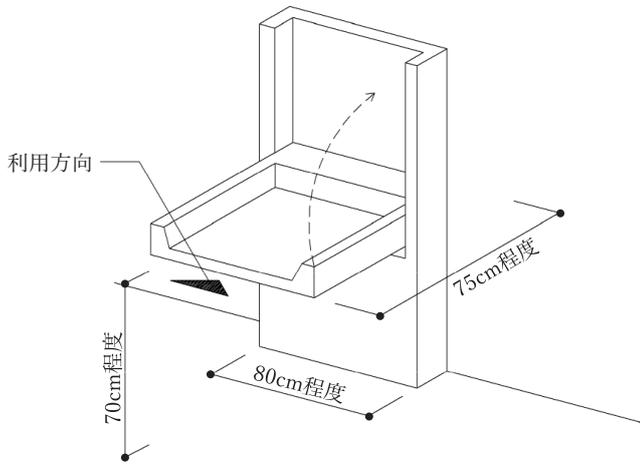


■便器洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)

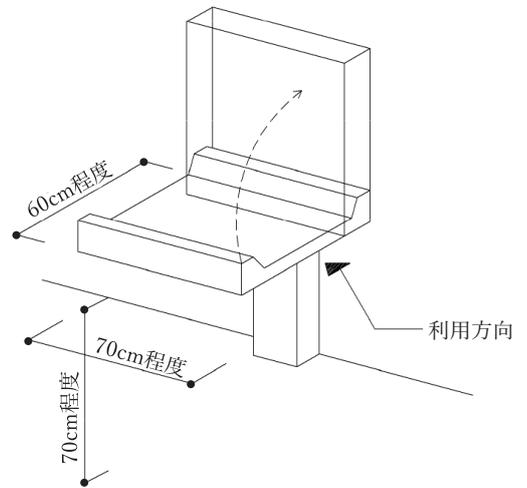


□乳幼児連れ利用者に配慮した設備の例

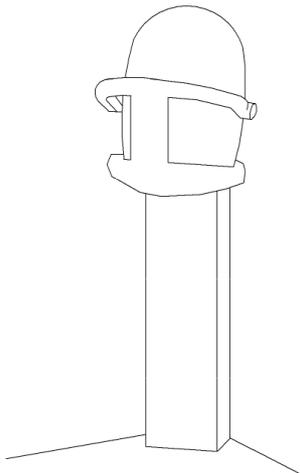
■壁・床取り付け乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)



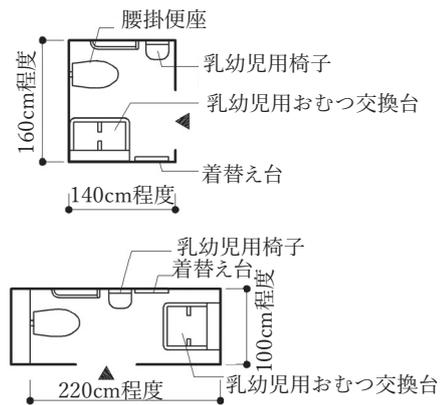
■壁取り付け乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)



■乳幼児用椅子
(生後5ヶ月～2歳半程度)



■乳幼児連れに配慮した便房の寸法例
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



□案内表示の例

■便所の表示例 (日本産業規格 JIS Z 8210)



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender
toilet



男性
Men



女性
Women



こどもお手洗
Children's toilet

■便房設備(機能)の表示例 (日本産業規格 JIS Z 8210)



障害のある人が
使える設備
Accessible
facility



介助用ベッド
Care bed



オストメイト用設備
／オストメイト
Facilities for
Ostomy /
Ostomate



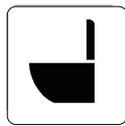
ベビーチェア
Baby chair



おむつ交換台
Diaper
changing
table



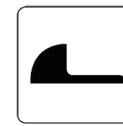
着替え台
Changing
board



洋風便器
Sitting
style toilet



温水洗浄便座
Spray seat



和風便器
Squatting
style toilet

資料：上図全て「JIS Z8210 案内用図記号 (PDF版)」(国土交通省)を加工して作成
出典：「標準案内用図記号」((公財)交通エコロジー・モビリティ財団)